

I 独立行政法人地域医療機能推進機構

東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、看護師として必要な知識及び技術を教授し、豊かな人間性を養うことにより、独立行政法人地域医療機能推進機構の理念に基づいた地域住民の保健・医療・福祉の担い手として地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、東京都新宿区揚場町2番28号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程、学科、修業年限及び学生定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び学生定員は、次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	総定員	備考
看護専門課程	看護学科	3年	40人	120人	昼間

(在学年限)

第5条 在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 第12条第1項の規定により転入学をした者の在学年限は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

- 三 季節休業（春季、夏季、冬季の3期とし、年間を通じて10週以内で学校長が定める。）
- 2 学校長は、必要により前項各号の休業日を変更することができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、学校長が必要であると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 教育課程、単位数及び授業時間数

（授業科目、単位数及び授業時間数）

- 第9条** 本校の始業及び終業時間は、午前9時から午後4時半までとする。ただし、学校長が必要と認められた場合は、変更することができる。
- 2 本校における授業科目、単位数及び時間数は、別表のとおりとする。
 - 3 別表中、講義及び演習については15時間以上30時間以下の学校長が定める時間をもって1単位とし、実験、実習及び実技については30時間以上45時間以下の学校長が定める時間をもって1単位とし、臨地実習については45時間をもって1単位とする。

第5章 入学、転入学、休学、復学、転学、退学、既修得単位認定等

（入学時期）

- 第10条** 入学時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

- 第11条** 本校に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当し、入学試験に合格した者とする。

（転入学）

- 第12条** 学校長は、定員に欠員が生じている場合に限り、本校に転入学を希望する者に対し、その者の既修の学習内容を評価し、選考の上、転入学を許可することができる。ただし、定員に欠員が生じていない場合であっても、学校長がやむを得ない理由があると認めるときは、転入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、学校長が決定する。

（入学の出願）

- 第13条** 本校に入学又は転入学を志願する者は、所定の期日までに、所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。
- 2 前項に定める入学を志願する者が提出しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 入学願書
 - 二 入学資格を有することを証する証明書
 - 三 前二号に掲げるもののほか、学校長が必要と認める書類
 - 3 第1項に定める転入学を志願する者が提出しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 転学許可書（現に他の看護師養成所（三年課程）に在学している者に限る。）
 - 二 転入学願書
 - 三 履修証明書
 - 四 前三号に掲げるもののほか、学校長が必要と認める書類

（入学試験）

第 14 条 入学試験は、学科試験、面接等によるものとする。

(入学等の手続及び入学許可)

第 15 条 入学試験に合格した者又は第 12 条第 1 項の規定により転入学を許可された者は、所定の期日までに、保証人の誓約書その他所定の書類に入学金を添えて学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の手続を完了しなかった者に対し、入学又は転入学の許可を取り消すことができる。

(保証人)

第 16 条 学生は、父母又は配偶者のうちから保証人を選ぶものとする。ただし、この父母及び配偶者に特別の事情があるときは、成年に達した親族その他の者のうち、独立して生計を営む者で、学生の一身上に関する事項について一切の責務を負うことのできる者を保証人とすることができる。

2 保証人は、書面により誓約しなければならない。

3 保証人は、身分及び住所に変更があった場合には直ちにその旨を学校長に届け出なければならない。

4 学生は、保証人を変更したときは、新たに第 1 項の誓約書を学校長に提出しなければならない。

(休 学)

第 17 条 学生は、病気のため引き続き 1 か月以上就学することができないとき、その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、休学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、その理由が負傷又は病気によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学校長は、病気その他の理由により、就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き 1 年を超えることはできない。ただし、学校長がやむを得ない理由があると認めた場合には、この限りではない。

4 休学は、通算して 2 年を超えることはできない。ただし、学校長がやむを得ない理由があると認めた場合には、この限りではない。

5 休学期間は、在学期間に算入する。

(復 学)

第 18 条 学生は、休学期間が満了したとき又は休学の理由が消滅したときは、復学願を学校長に提出し、許可を受けて復学することができる。

2 学生は、疾病回復による復学の場合は、復学願に医師の診断書を添付しなければならない。

3 復学の許可を受けた者は、休学したときの所属学年に復学する。

(転 学)

第 19 条 学生は、他の学校に転学しようとするときは、保証人連署の上理由を記した転学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(退 学)

第 20 条 学生は、退学しようとするときは、保証人連署の上理由を記した退学願を学校長に提出

し、許可を受けなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第 21 条** 本校の入学前に放送大学その他の大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士若しくは言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）別表第 3 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があったときは、学校長は、履修した内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲内で本校において履修したものと認定することができる。
- 2 本校の入学前に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第 1 号の規定に該当する者で養成所に入学した者から、単位の認定について申請があったときは、学校長は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り、既習の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校において履修したものと認定することができる。
- 3 本校の入学前に看護師養成所（3 年課程）で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表第 3 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があったときは、学校長は、履修した内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲内で本校において履修したものと認定することができる。

第 6 章 単位の認定等

(単位の授与)

- 第 22 条** 学校長は、別表に定める授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し所定の単位を与える。

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

- 第 23 条** 単位修得の認定は、講義・実習等の出席状況及び当該科目の評価により行う。
- 2 出席時間数が授業時間の必要時間数に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したことのある者については、この限りではない。
- 3 授業科目の評価は、A、B、C 及び D とし、C 以上を合格とする。
- 4 前項の認定の方法について必要な事項は、学校長が別に定める。

第 7 章 卒業等

(卒業)

- 第 24 条** 学校長は、所定の授業科目を履修し、その全ての授業科目の単位を修得した者について、卒業認定会議の議を経て、卒業を認定する。
- 2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、原則として卒業することができない。
- 3 学校長は、卒業と認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第 25 条 学校長は、前条の規定により卒業の認定を受けた者に対し、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(資格の取得)

第 26 条 本校を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第 8 章 賞 罰

(表 彰)

第 27 条 学校長は、学業その他の行いが特に優れ、他の学生の模範となると認めた者を表彰することができる。

(懲 戒)

第 28 条 学校長は、学生が本校の規則若しくは学校長の命令に違反し、又は学生としてふさわしくない行為をしたときは、所定の手続を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関し、必要な事項は、学校長が別に定める。

(本校が命ずる退学)

第 29 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対し、退学を命じることができる。

- 一 第 5 条に規定する在学年限を超えた者
- 二 第 17 条第 4 項に規定する休学期間を超えた者
- 三 授業料等を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者
- 四 死亡又は行方不明の届出のあった者

第 9 章 健康管理

(健康診断)

第 30 条 学校長は、学生に対し、毎年 1 回以上の健康診断を実施する。

- 2 前項に規定するもののほか、学生の健康管理に必要な事項は、学校長が別に定める。

第 10 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(納付義務)

第 31 条 入学を志願する者は入学検定料を、入学の許可を受けようとする者は入学金を、入学を許可された者は授業料等を納めなければならない。

(入学検定料、入学金及び授業料等の額)

第 32 条 入学検定料、入学金及び授業料等の額は、次のとおりとする。

- 一 入学検定料 20,000 円
- 二 入学金 200,000 円
- 三 授業料 408,000 円

- 2 その他必要な費用については、学校長が別に定める。

(授業料等の納入)

第 33 条 授業料等は、次の 2 期に分けて納入するものとし、学生は、納期中に月額 6 か月分に相当する額を納入しなければならない。

前期 (4 月から 9 月までの分) 納期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで
後期 (10 月から翌年 3 月までの分) 納期 10 月 1 日から 10 月 31 日まで

(休学の場合の授業料等)

第 34 条 学生は、休学期間中の授業料等は納入することを要しない。ただし、休学又は復学の日が属する期分の授業料等は納入しなければならない。

(退学、停学の場合の授業料等)

第 35 条 学生は、退学を許可され、又は退学を命ぜられた日の属する期分の授業料等は納入しなければならない。

2 学生は、停学中の授業料等は納入しなければならない。

(入学検定料、入学金及び授業料等の還付)

第 36 条 本校は、既に納付のあった入学検定料、入学金及び授業料等は返還しない。ただし、学校長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(授業料等の減免又は納入猶予)

第 37 条 学校長は、災害、疾病その他の理由により納入期限までに授業料等の納入が極めて困難と認められる者に対し、授業料等を減免し、又は納入を猶予することができる。

第 11 章 弁 償

(弁 償)

第 38 条 学校長は、第 19 条、第 20 条又は第 29 条の規定により、転学、退学又は本校が命ずる退学をする者に対し、前条の規定により納入を免除した授業料等に相当する額を退学時に請求することができる。

第 12 章 寄 宿 舎

(寄 宿 舎)

第 39 条 寄宿舍に関し、必要な事項は、学校長が別に定める。

2 入居を許可された者は、学校長が別に定めるところにより、寄宿舍料を納入しなければならない。

第 13 章 教職組織及び運営

(職 員)

第 40 条 学校に、次の職員を置く。

学校長	1 名
副学校長	1 名
事務長	1 名
教務主任	1 名
実習調整者	1 名以上
専任教員	7 名以上

事務職員 1名以上

健康管理医 1名

講師 必要数

その他学校長が必要と認めた者 必要数

2 職員の職務及び運営については、学校長が別に定める。

(学校長)

第41条 学校長は、独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター院長をもって充てる。

(事務長)

第42条 事務長は、独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター事務部長をもって充てる。

第14章 会議

(運営会議)

第43条 学校の円滑な運営及び教育の充実に資するため、会議を設ける。

2 前項の会議について必要な事項は、学校長が別に定める。

第15章 自己点検、自己評価等

(自己点検・自己評価等)

第44条 学校長は、本校の教育目的が達成できるように、教育活動の状況について、自己点検、自己評価等を行う。

2 学校長は、自己点検、自己評価等の結果について、本校職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

第16章 雑則

(雑則)

第45条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第9条、第22条関係）